

東広島市農業委員会令和5年2月（第2回）総会議事録

- 1 開催日時 令和5年2月28日(火) 午後2時00分から2時58分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館3階 303会議室
- 3 出席委員 18人

本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	三見昌嗣	2	木原省五	3	清水壽昭
4	窪田恒治	5	台川洋子	8	古本啓之
9	大月みどり	11	黒川克輝	12	荒谷義憲
13	住井正美	16	吉高信夫	17	長原毅
18	在間輝昭	19	仲伏英雄	20	杉本源藏
21	脇坂俊之	23	古川みどり	24	土井浩文

- 4 欠席委員 5人

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
6	小倉亜紗美	7	岡土居正弘	10	岡本義則
15	原茂正	22	高尾昭臣		

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 18番 在間輝昭 委員 19番 仲伏英雄 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(農地中間管理機構分)の決定について

- 議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第 10 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 11 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 12 号 農地転用届出に関する専決処理規定及び東広島市農業委員会事務局規定の一部改正について

(5) 報告

- 報告第 5 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の専決処分について
報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分について
報告第 7 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
報告第 8 号 東広島市長からの農地の現況に関する照会に対する回答について
報告第 9 号 農地転用（農業用施設）届出の受理について
報告第 10 号 農地改良届出の受理について
報告第 11 号 農地利用状況調査による非農地判断の専決処分について

(6) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	本 越 秀 己
局長補佐	大 下 宏 治
局長補佐	定 井 芳 紀
農地保全係主査	合 原 茂 宏
農地係主査	和 田 麻 依 子
農地係主任	豊 田 宏
農地保全係一般事務員	西 田 直 子

(農業委員会事務局以外の職員)

産業部農林水産課担い手支援係主事 小 田 祐 平

議 長	<p>それでは、これより令和5年2月総会を開会いたします。</p> <p>これからは着席の上、議事進行をいたしますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>在任委員数が23人中18人の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定数に達しており、会議は成立しております。</p> <p>次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。</p> <p>東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、18番在間委員、19番仲伏委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2の会期の決定についてお諮りいたします。</p> <p>会期は、令和5年2月28日1日限りとしてよろしいでしょうか。</p>
	< 異議なし >
議 長	<p>それでは、会期は令和5年2月28日1日限りとします。</p> <p>これより日程第3の議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。</p> <p>この案件は東広島市長から意見を求められているため、計画内容については農林水産課から説明をいただき、個々の内容の質問については農業委員会へ事務委任されているため、事務局から答弁をいたします。</p> <p>それでは、農林水産課から説明を求めます。</p>
小田主事	<p>私から総会議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」説明させていただきます。</p> <p>資料をご覧ください。</p> <p>今回議案として提出しております農用地利用集積計画は、利用権設定の貸借権設定に係るもので、件数は95件、面積は314,895.17㎡となっております。詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。</p> <p>なお、今回の農用地利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定いただきましたら3月3日付で公告することとしております。</p> <p>説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ただいま農林水産課から説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いいたします。</p>
	< なし >
議 長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」、異議のない旨、東広島市長に回答することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定します。</p> <p>次に、議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」を上程いたします。</p> <p>この案件も東広島市長から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いいたします。</p>
小田主事	<p>それでは、議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」ご説明いたします。</p> <p>今回の利用集積計画につきましては3件、5,428㎡で、全て利用権の設定に係るものでございます。</p> <p>なお、今回の利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら3月3日付で公告することとしております。</p> <p>説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ただいま農林水産課から説明がありました。</p>

議 長	これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。
	< なし >
議 長	ないということなので、それでは採決に入ります。 議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定いたします。 農林水産課の小田さん、ありがとうございます。退席をお願いします。
	< 小田主事、退室 >
議 長	続きまして、議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
豊田主任	それでは、総会議案の3ページをご覧ください。 議案第9号についてご説明いたします。 今月は6件の申請がありました。内訳は5ページに記載のとおりです。 内容については、座ってご説明をさせていただきます。 10-1でございます。 経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。 受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。 続いて、11-2でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものです。 受人は、●歳の会社員です。この度、渡人から農地を引き継ぎ、受人夫婦で営農をされる計画です。申請地では水稻や果樹を作付する計画で、農業経験のある親族に教わりながら営農に従事される計画でございます。 続いて、12-3、13-4はお互いの農地の交換であり関連しますので、一括して説明させていただきます。 交換により作業効率がよくなるため、申請されたものです。 受人のうち●●氏は1人、●●氏は2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。 なお、受人のうち●●氏は所有農地を利用権により地域の農事組合法人に貸付けしておりますが、●●氏は法人の構成員であり、従事状況から利用権が終了した後に常時従事できると認められることから、貸付地についても耕作面積に合算をしております。 続いて、14-5でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものです。 受人は、●歳の方でございます。この度、空き家バンクで農地付きの空き家を求め、希望に見合う物件であったことから空き家とともに申請地を取得しようとするものです。申請地では、自家消費用の野菜を作付する予定です。 また、受人は●●に勤務しており、農業の経験はございます。受人自らが耕作に従事し、必要な農機具等も保有されております。下限面積については、令和5年1月総会において空き家に附属する農地の別段面積の設定をされており、東広島市の下限面積を満たしております。 続いて、15-6でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものです。 受人は、●歳の会社員です。この度、空き家バンクで農地付きの空き家を求め、希望に見合う物件であったことから空き家とともに申請地を取得しようとするものです。申請地では自家消費用の野菜を作付する予定で、地元住民等に教わりながら営農される計画です。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。下限面積については、令和

豊田主任	<p>5年1月総会において空き家に附属する農地の別段面積の設定をされており、東広島市の下限面積を満たしております。</p> <p>以上、6件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんから必要性があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	< なし >
議長	<p>ないようですので、ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。ないですか。</p>
	< なし >
議長	<p>ご質問、ご意見がないようですので、これより採決に入ります。</p> <p>議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議長	<p>全員ですので、議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」は、許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第10号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
大下局長補佐	<p>議案の6ページをお願いいたします。</p> <p>議案第10号「農地法第4条の規定による許可申請」でございます。</p> <p>座って説明させていただきます。</p> <p>7ページをお願いいたします。</p> <p>今月は4件の申請がございました。</p> <p>まず、申請番号2-1は、●●における庭敷への転用事案でございます。</p> <p>申請地は、●●の南東約600mに位置する第1種農地で、申請人は隣地にお住まいの方でございます。</p> <p>申請人は、手狭であった自宅の庭敷を拡張するため、転用許可申請をされたものでございます。このように申請地は、農地転用の許可を得ることなく、昭和63年頃から庭敷として利用されておりました。無許可の転用であることが判明したため、始末書を徴取し、法令に基づく適正な手続を指導したものでございます。</p> <p>申請地は、土地改良事業等施行区域内にある第1種農地で、本件は農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。</p> <p>なお、申請地は農用地区域内の農地ですが、農用地から除外見込みとなっております。</p> <p>続きまして、申請番号3-2は、●●における共同住宅及び駐車場への転用事案でございます。</p> <p>申請地は、●●の北150mに位置し、市街化区域に隣接する第2種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。</p> <p>申請人は、土地の有効利用を図るため、申請地に共同住宅を建築することとし、転用許可申請をされたものでございます。</p> <p>なお、都市計画法による開発許可につきましては、担当部局に申請書が提出されております。</p> <p>続きまして、申請番号4-3は、●●における一般住宅及び駐車場への転用事案でございます。</p> <p>申請地は、こちら欄外の●●から南西2kmに位置する第1種農地で、申請人は●●にお住まいの方でございます。</p> <p>申請人は、実家近くに帰郷、定住するため、申請地に住宅を建築することとし、転用許可申請をされたものでございます。</p> <p>申請地は、おおむね10ha以上の一団の農地区域にある第1種農地で、本件は先ほど同様に</p>

大 下 局 長 補 佐	<p>農地法施行規則第33条第4号の第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。 なお、申請地は農用地区域内の農地ですが、農用地から除外見込みとなっております。 最後に、申請番号5-4は、●●における駐車場及び通路への転用事案でございます。 申請地は、●●の北西約150mに位置し、市街化区域に隣接する第2種農地で、申請人は●●にお住まいの方でございます。 申請人は、宅地と道路に挟まれた狭小な申請地を有効利用するため、転用許可申請をされたものでございます。 なお、申請地は農用地区域内の農地ですが、農用地から除外見込みとなっております。 以上につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。 なお、第1種農地における転用は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされております。今月分は申請番号2-1及び4-3を意見聴取し、異議がなければ許可をするものでございます。 説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。 担当地区の委員さんで必要がありましたら補足説明をお願いいたします。</p>
	< なし >
議 長	<p>ないようですので、ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。</p>
	< なし >
議 長	<p>ご質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。 議案第10号「農地法第4条の規定による許可申請について」、2-1、4-3については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第10号「農地法第4条の規定による許可申請について」、2-1、4-3については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに決定をいたします。 次に、議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。</p>
和 田 主 査	<p>それでは、総会議案の8ページをご覧ください。 議案第11号について説明いたします。 初めに、議案の15ページの下段にございます合計面積に修正がございます。 合計57筆、40,021.51㎡のうち転用面積は括弧内の数字となっておりますが、現在39,439.51㎡となっておりますところ、正しくは39,350.51㎡でございます。大変失礼いたしました。括弧内の数字が正しくは39,350.51㎡でございます。 今月の申請は28件となっております。 内容については座って説明させていただきます。 それでは、20-1について説明いたします。 建売住宅及び駐車場への転用事案です。 申請地は、●●の北に位置する第2種農地でございます。 受人は、●●に本店を置き、不動産売買及び土木建築工事等を営む会社です。 この度、本申請地に建売住宅を11棟建築、販売するため、転用しようとするものでございます。 なお、開発許可申請については担当部局に提出済みでございます。 続いて、21-2について説明いたします。 駐車場への転用事案です。 申請地は、●●の北東に位置し、●●として昭和59年から平成12年にかけて実施された団体営圃場整備事業により整備された第1種農地でございます。 受人は、●●に本店を置き、障害者支援施設の経営等を営む社会福祉法人です。</p>

和田主査

現在、隣接地で●●を経営しておりますが、従業員及び来客用の駐車場が不足しているため、隣接する本申請地を転用するものでございます。

本件は、農地法施行規則第35条第5号「既存施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

なお、農振農用地除外見込みです。

続いて、22-3から29-10は事業者が同一であり関連しますので、一括して説明いたします。

議案22-3から29-10の8事案につきましては、太陽光発電設備への転用事案でございます。

受人は、●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。

22-3及び23-4は、●●の東に位置する第2種農地でございます。

24-5から26-7は、●●の南東に位置する第2種農地でございます。

27-8から29-10は、●●の北東に位置する第2種農地でございます。

この度、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものでございます。

なお、24-5から29-10につきましては、農振農用地から除外見込みとなっております。

続いて、30-11について説明いたします。

太陽光発電設備への転用事案です。

申請地は、●●の西に位置する第2種農地です。

受人は、●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。

この度、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものでございます。

続いて、31-12について説明します。

駐車場への転用事案です。

申請地は、●●の東に隣接する第3種農地でございます。

受人は、●●に本店を置き、かりんとうの製造、販売等を営む法人です。

現在、店舗敷地内に来客用と従業員用の駐車場を設けており、手狭となっていることから従業員専用の駐車場を設けるため、本申請地を転用しようとするものでございます。申請地のうち1496番2については、農振農用地除外見込みとなっております。

続いて、32-13について説明いたします。

一般住宅への転用事案です。

申請地は、●●の南東約500mに位置し、●●として平成2年から平成9年にかけて実施された土地改良総合整備（一般）事業により整備された第1種農地でございます。

受人は、●●において賃貸アパートに居住されています。

この度、実家に隣接し、父の所有する本申請地に住宅を新築するため、転用しようとするものでございます。

本件は、農地法施行規則第33条第4号に規定いたします「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当いたします。

なお、建築許可申請については担当部局に提出済みです。

また、農振農用地除外見込みとなっております。

続いて、33-14について説明いたします。

一般住宅及び駐車場への転用事案です。

申請地は、●●の南西約1kmに位置し、●●として昭和62年から昭和63年にかけて実施された土地改良総合整備（水田小規模排水）事業により整備された第1種農地でございます。

受人は、●●において賃貸住宅に居住されています。

この度、実家近くで父の所有する本申請地に住宅を新築するため、転用しようとするものでございます。

本件は、農地法施行規則第33条第4号に規定されております第1種農地の不許可の例外に該当いたします。申請地は宅地とする部分をかさ上げするため、のり面が生じることによ

和田主査

り、住宅敷地として有効利用できる面積は少なくなっております。

なお、農振農用地除外見込みとなっております。

続いて、34-15について説明いたします。

駐車場への転用事案です。

申請地は、●●の北西に位置する第2種農地です。

受人は、●●に本店を置き、土木建築業及び墓石の加工販売業を営んでおられます。現在、事業所の駐車場が手狭となっていることから従業員及び社用車の駐車場を設けるため、本申請地を転用しようとするものでございます。

なお、農振農用地除外見込みとなっております。

続いて、35-16について説明します。

建売住宅及び駐車場への転用事案です。

申請地は、●●の西に位置する第2種農地でございます。

受人は、●●に本店を置き、不動産売買及び建築の設計監理、施工等を営む会社です。

この度、本申請地に建売住宅を4棟建築、販売するため、転用しようとするものでございます。

なお、開発許可申請については担当部局に提出済みです。

続いて、36-17及び37-18は事業者が同一であり関連しますので、一括して説明いたします。

申請地は、●●の南東に位置する第2種農地でございます。

受人は、●●に本店を置き、太陽光発電設備の販売、設置、保守管理及び売電事業を営む会社です。

36-17につきましては、東広島近郊での太陽光発電設備の販売、設置を拡大するための資材置場として使用するため、この度、転用の申請をされたものです。

37-18については、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものでございます。

続いて、38-19について説明します。

一般住宅及び駐車場への転用事案です。

申請地は、●●の北に位置する集団農地内の第1種農地でございます。

受人は、●●において賃貸アパートに居住されています。

この度、実家近くで父の所有する本申請地に住宅を新築するため、転用しようとするものでございます。

本件は、農地法施行規則第33条第4号に規定されております第1種農地の不許可の例外に該当いたします。

なお、建築許可申請については担当部局に提出済みです。また、農振農用地除外見込みとなっております。

続いて、39-20から42-23について、関連しますので、一括して説明いたします。

太陽光発電設備への転用事案です。

申請地は、●●の東に位置する第2種農地でございます。

受人は、●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。

この度、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものでございます。

39-20につきましては、令和4年10月19日付で●●が太陽光発電設備設置を目的とした農地転用許可を得たものの計画が中止となり、事業をこの度譲受人が承継することとなったものです。

また、40-21から42-23につきましては、令和4年11月9日付で同じく●●が太陽光発電設備設置を目的とした農地転用許可を得たものの計画が中止となり、事業を譲受人が承継することとなったものでございます。それぞれ再生可能エネルギー発電事業計画認定は変更手続中でございます。

続いて、43-24について説明します。

駐車場への転用事案です。

申請地は、●●の南西に位置する第2種農地でございます。

和田 主 査	<p>受人は、●●に本店を置き、貨物軽自動車運送事業を営む会社です。</p> <p>この度、保有車両を大型化する計画があり、現在保有する車両置場の隣接地を拡張し、大型車両用の駐車場を設けるため、申請地を転用しようとするものでございます。</p> <p>なお、農振農用地除外見込みとなっております。</p> <p>続いて、44-25について説明します。</p> <p>事務所用地への転用事案です。</p> <p>申請地は、●●の北西に位置し、●●として昭和60年から昭和61年にかけて実施された農林業同和対策事業により整備された第1種農地でございます。</p> <p>受人は、●●に本店を置き、自動車部品の附属品の製造、販売を営む会社です。</p> <p>現在、隣接地で工場を運営しておりますが、工場拡張に伴い事務所の移転が必要となり、本申請地において事務所及び来客用駐車場を整備するため、転用するものでございます。</p> <p>本件は、農地法施行規則第35条第5号「既存施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当いたします。</p> <p>続いて、45-26について説明します。</p> <p>建売住宅及び駐車場への転用事案です。</p> <p>申請地は、●●の西に位置する第2種農地です。</p> <p>受人は、●●に本店を置き、不動産売買及び建築の設計監理、施工等を営む会社です。</p> <p>この度、本申請地に建売住宅を4棟建築、販売するため、転用しようとするものでございます。</p> <p>なお、開発許可申請については担当部局に提出されております。</p> <p>続いて、46-27について説明します。</p> <p>一般住宅及び駐車場への転用事案でございます。</p> <p>申請地は、●●の北東に位置する集団農地内の第1種農地でございます。</p> <p>受人は、●●において賃貸アパートに居住されております。</p> <p>この度、実家近くで母の所有する本申請地に住宅を新築するため、転用しようとするものでございます。</p> <p>本件は、農地法施行規則第33条第4号に規定されております第1種農地の不許可の例外に該当します。</p> <p>なお、建築許可申請については担当部局に提出済みです。</p> <p>続いて、47-28について説明します。</p> <p>資材置場及び駐車場への転用事案です。</p> <p>申請地は、●●の南に位置する第3種農地でございます。</p> <p>受人は、●●に本店を置き、土木建築業及び墓石の加工販売業を営んでおられます。この度、事業拡大のため新たに資材置場を設けるため、本申請地を転用しようとするものでございます。</p> <p>以上、説明しました28件について、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、一体事業として30a以上の農地を転用する場合や第1種農地における転用は広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今月は上程議案中、21-2、32-13、33-14、37-18から42-23、44-25、46-27を意見聴取いたします。</p> <p>以上、ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんより必要があれば補足説明等をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、21-2、32-13、</p>

議 長	33-14、37-18から42-23、44-25、46-27については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」、関係者分以外の事案のうち、21-2、32-13、33-14、37-18から42-23、44-25、46-27については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第12号「農地転用届出に関する専決処理規程及び東広島市農業委員会事務局規程の一部改正について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
定 井 局 長 補 佐	<p>それでは、議案第12号「農地転用届出に関する専決処理規程及び東広島市農業委員会事務局規程の一部改正について」説明をさせていただきます。</p> <p>議案は16ページからになります。</p> <p>本案は、農地法の一部改正で条項の一部が削除されることにより、本市の規定で農地法本文から引用している項目に号ずれが生じることとなったため、該当箇所について所要の整備を行うもので、議案の17ページにありますように、本市の規定であります農地転用届出に関する専決処理規程及び東広島市農業委員会事務局規程について、規定中、「第4条第1項第8号」という文言を「第4条第1項第7号」に、また「第5条第1項第7号」という文言を「第5条第1項第6号」にそれぞれ改めようとするものでございます。</p> <p>内容につきましては、本日お配りしております資料にて説明をさせていただきます。</p> <p>資料の1をご覧ください。</p> <p>ここからは座って説明をさせていただきます。</p> <p>資料1の1ページでございますけれども、これは今回改正される農地法の一部を抜粋したものでございます。農地法第4条について、太字、取消し線で記載をしております第3号の条文ですが、こちらが今回の農地法改正により削除されることとなり、以降の号数に繰り上がりのずれが生じることとなります。同様に、資料の2ページにあります農地法第5条についても、太字、取消し線で記載をしております第2号の条文が削除されることとなり、以降の号数に繰り上がりのずれが生じることとなります。これらのことから、本市の規定であります農地転用届出に関する専決処理規程及び東広島市農業委員会事務局規程において、農地法から該当の条文を引用しております箇所について文言の整理等、所要の整備を行うもので、資料の3ページ以降に今回改正する本市の規定の該当箇所を掲載しておりますので、議案と一緒に送付いたしました新旧対照表と併せて参考にしていただければと思います。</p> <p>なお、今回の改正による施行期日は令和5年4月1日を予定しております。</p> <p>説明は以上でございます。よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いいたします。</p>
	< なし >
議 長	ご質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。
議 長	議案第12号「農地転用届出に関する専決処理規程及び東広島市農業委員会事務局規程の一部改正について」、原案に賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第12号「農地転用届出に関する専決処理規程及び東広島市農業委員会事務局規程の一部改正について」は、原案のとおり一部改正をすることに決定いたします。</p> <p>続いて、日程第4の報告に入ります。</p> <p>報告第5号から報告第11号について事務局の説明を求めます。</p>
本 越 局 長	それでは、私から令和5年2月総会報告事項のうち、報告第5号から報告第10号まで説明を

<p>本越局長</p>	<p>させていただきます。</p> <p>まず、1ページをお願いいたします。</p> <p>報告第5号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分」でございます。</p> <p>2ページから3ページをお願いいたします。</p> <p>市街化区域内における農地法第4条による農地転用届は、今月分は6件ございました。その内容につきましてはご覧のとおりでございます。</p> <p>次に、4ページ、報告第6号でございます。</p> <p>「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分」でございます。</p> <p>5ページから6ページをお願いいたします。</p> <p>市街化区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月は6件ほどありました。内容につきましてはご覧のとおりでございます。</p> <p>続きまして、報告第7号でございます。</p> <p>7ページでございます。</p> <p>「法務局からの農地転用届に関する照会について」でございます。</p> <p>8ページから10ページをお願いいたします。</p> <p>今月は15件の照会がございました。内容につきましてはご覧のとおりでございます。</p> <p>次に、11ページでございます。</p> <p>報告第8号「東広島市長からの農地の現況に関する照会について」でございます。</p> <p>12ページでございます。</p> <p>今月は1件の照会がございました。</p> <p>続きまして、13ページでございます。</p> <p>報告第9号「農地転用届出の受理について」でございます。</p> <p>今月は1件の受理をいたしました。</p> <p>それから、報告第10号でございます。</p> <p>「農地改良届出の受理について」でございます。</p> <p>今月は1件の受理をいたしました。内容についてはご覧のとおりでございます。</p> <p>私からは以上です。</p>
<p>定井 局長補佐</p>	<p>それでは、私からは報告第11号についてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、東広島市農業委員会事務局規程に基づいて専決処分をしたものでございます。</p> <p>報告事項の17ページからになります。</p> <p>これは、農地利用状況調査にて調査した結果、再生利用が困難な農地、非農地としてご報告いただいた農地につきまして、事務局において改めて現地確認をし、非農地として判断したものでございます。●●の農地につきまして、18ページの下に掲載しておりますように、畑14筆、7,987㎡を非農地として判断するものでございます。</p> <p>説明については以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、日程第5、その他に入ります。</p> <p>何かございましたら。</p>
<p>合原主査</p>	<p>それでは、資料2について私から説明させていただきます。</p> <p>資料2を取り出してください。</p> <p>昨年の7月から9月にかけて実施しました農地パトロールについて、結果を取りまとめましたので、ご報告させていただきます。</p> <p>これより着席にて報告させていただきます。</p> <p>お配りした資料の農地パトロール実施後の結果状況（令和4年度全市）をご覧ください。</p> <p>この表は、左の列から順に、分類、令和3年度、令和4年度、そして増減を記載しております。このうち令和4年度、増減について読み上げさせていただきます。</p> <p>まず、農地台帳ですが、農業委員会で保有しております農地台帳における農地の筆数と面積を記載しております。市内全体において令和4年度は14万1,326筆、8,707.8haで、前年度と比べて522筆、43.0haの減となっております。</p> <p>次に、農地の判定分類別としまして、耕作地ですが、11万1,540筆、6,790.4haで、前年度より1,402筆、92.2haの減となっております。続いて、不作付地でいわゆるF農地ですが、</p>

合原主査	<p>2万4,946筆、1,662.3haで、前年度より1,031筆、59.5haの増となっております。変わって、遊休農地でA農地ですが、1,142筆、74.3haで、前年度より85筆、2.8haの減となっております。続いて、非農地でB農地ですが、2,938筆、168.2haで、前年度より102筆、6.1haの増となっております。それから、被災農地ですが、760筆、52.6haで、前年度より168筆、13.6haの減となっております。</p> <p>内容的なこととしまして、前年度と比較して、開発に伴う農地転用などにより農地の面積は減少しております。そして、遊休農地のA農地についてですが、令和4年度に新規に発生した筆数は56筆でございます。一方、前年度の令和3年度ではA農地でありましたが、判別、分類が変わった、いわゆる減った筆数は141筆でございます。よって、増減では、新規発生の56筆からA農地から変わった141筆を差し引きますと85筆の減となっております。A農地から変わった141筆の内訳についてですが、A農地からB農地が23筆、A農地からF農地が8筆、果樹の作付及び利用権設定などによる耕作が82筆、転用が25筆、非農地判断が3筆でございます。そうした中で、遊休農地のA農地は前年度と比べて少し減っておりますが、不作付地のF農地、そして非農地のB農地は増加しておりますので、耕作されていない農地は拡大しております。</p> <p>ページを開いていただきまして、次ページには令和3年度と令和4年度の農地パトロールの結果を町別に記載したものでございます。各町の筆数、面積の読み上げは省略させていただきますので、後ほどご確認ください。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>ご質問等がございましたらお願いいたします。</p>
	< なし >
議長	ほかにないようですので、次回の総会について大月会長職務代理者からお願いいたします。
大月会長 職務代理者	<p>失礼いたします。</p> <p>お疲れさまでした。午後からの会議ということでともしんどいものがあったかと思いますが、次回3月総会は3月29日水曜日午前10時から本庁3階303会議室で予定しておりますので、ご出席のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>委員の皆様方には昼から本当に長時間にわたり審議、誠にご苦労さまでした。</p> <p>以上で2月総会を閉会いたします。</p>

議事録署名者 議長 _____

議事録署名者 委員 _____

議事録署名者 委員 _____

議長(会長) 18番 在間 輝昭 委員 19番 仲伏 英雄 委員